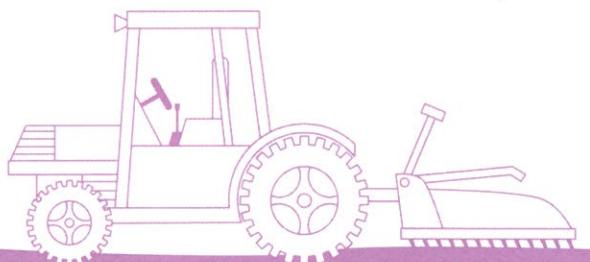


農機具 損害共済

火災や自然災害などの農機具本体への損害を補償。



お問い合わせはお近くのNOSAIへ

愛知県農業共済組合

尾張支所	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1番11号 TEL (052) 204-2412
海部津島 出張所	〒498-0007 弥富市鎌倉町95 TEL (0567) 66-1711 (海部土地改良区会館2階)
半田出張所	〒475-0817 半田市東洋町三丁目60番地 TEL (0569) 25-4451
本所	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1番11号 TEL (052) 204-2411

西三河支所	〒446-0023 安城市上条町経根19番地1 TEL (0566) 77-3220
東三河支所	〒441-3415 田原市神戸町大坪9 TEL (0531) 24-1789
豊川出張所	〒442-0811 豊川市馬場町宮脇165 TEL (0533) 84-7300

ご不明な点は
お気軽に
お問い合わせ
ください!



ご加入されている農機具に共済事故が発生したときは、速やかにご連絡ください。

支払対象となる共済事故



※第三者行為による不可抗力のき損も対象となります。(警察への被害届が必要です) ※地震などによる補償を希望する場合は地震特約に加入してください。 ※盗難事故で、後日、盗難された農機具が見つかった場合、その廃棄処分費用の一部をご負担いただく場合があります。

加入できる農機具

トラクター、コンバイン、田植機などの農業用機械が加入できます。



▶ 主な機種と耐用年数

種類	機種	耐用年数
耕うん整地用機具	乗用トラクター	7
	管理機、トラクター等の付属装置(ロータリー、プラウ、ハロー)など	7
栽培管理用機具	田植機、移植機、除草機、防除機、トラクター等の付属装置(施肥機、播種機)など	7
収穫調整用器具	普通コンバイン	7
	自脱式コンバイン、野菜等収穫機・掘取機、トラクター等の付属装置など	7
畜産用機具	肥料・堆肥等散布機(プロードキャスター、マニュアスプレッダ)、刈取機(フォーレジハーベスター、ディスクモア)、ラッピングマシン、積込・運搬機(ローダ・トレーラ)、トラクター等の付属装置など	7
	上記のうち自走式の機具	7

加入できない農機具

- 販売及び営業を目的とした農機具
- 試験研究等に使用する農機具
- 常時、水没等の恐れのある建物に格納されている農機具
- その他、共済事故の発生することが相当の確実さを持って見通される場合
- 銘板のない(登録番号などが確認できない)農機具 など

農機具損害共済Q&A

Q 農機具を格納している倉庫は補償できませんか?

A NOSAIには、建物共済があります。お気軽にお問い合わせください。

Q ほ場で盗まれたら、共済金は支払ってもらえますか?

A 盗難は補償対象の事故です。ただし、盗難場所や状況により免責が適用される場合がございますのでご了承ください。
また、格納場所を事前に申告していただく必要があります。

1年間の共済掛金と共済金額

掛金表

共済金額	30万円	100万円	500万円	1,000万円
共済掛金	1,500円	5,000円	25,000円	50,000円

●1万円あたり50円です。 ●10万円以上1万円単位、1,000万円まで加入できます。

●契約期間は、掛け金込み日及び共済責任開始日の午後4時から1年後の午後4時までです。

▶ 農機具の入れ替え

契約期間の途中に同一機種で同程度の性能の農機具に買い替えたときは、機種を入れ替えることができます。ただし、共済金額の変更はできません。

▶ 共済金額

加入限度額は1,000万円です。

▶ 新品で購入された農機具

新調達価額を上限に 10万円～1,000万円

▶ 中古で購入された農機具

中古で購入した価格または時価額のいずれか低い額まで(10万円～1,000万円)

+

付保割合条件付実損てん補特約加入

※中古農機具の場合は、必ずご申告ください。

付保割合条件付実損てん補特約

耐用年数が過ぎた農機具・中古で購入した農機具など、新調達価額まで加入できない場合でも、一定の条件のもとで修理費用相当額を、共済金額(加入金額)を限度に実損害額(免責額差引後)をお支払いします。

※中古農機具は、必ずこの特約を付帯する必要があります。

約定割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%
1万円当たりの共済掛金	96.2	83.6	74.3	67.1	61.4	56.9	53.3

災害共済金の計算

災害共済金=(損害額-免責額) × $\frac{\text{加入金額}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合}}$

地震等担保特約

●特約に関わる掛け金の加算金額…1万円あたり10円

●地震、噴火、津波により受けた損害の割合が5パーセント以上となった場合に、加入金額の50%を限度として災害共済金をお支払いします。



地震、噴火、津波による補償を希望する場合は、地震等担保特約にご加入ください。

地震等災害共済金の計算

地震等災害共済金=(損害額-免責額) × $\frac{\text{加入金額} \times 50\%}{\text{新調達価額}}$

共済金のお支払い方法

万が一の際に支払われる共済金の詳細をご案内します。

支払方法

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額(加入金額)}}{\text{新調達価額(新品価格)}}$$

- 共済事故による損害額が1万円以上の場合、支払対象となります。
- 損害額は、損害発生直前の状態に復旧するための費用をいいます。
- 修理工場までの運搬費用、出張修理の旅費、引き揚げ料も損害に含めます。
- 事故発生通知の遅延、事故回数、事故形態等により、損害額の一部が免責されます。

加入の仕方でこんなに違う！支払例

新品価額300万円のトラクターで、衝突事故により60万円の修理費が発生した場合



復旧義務

$$\text{時価損害額} = \text{損害額} \times \text{経年減価残存率}$$

- 事故発生年月日より1年以内に農機具を復旧しなくてはなりません。
- 復旧しない場合は、損害額に経年減価残存率を乗じた時価損害額を基準に計算します。
- 全損の場合の復旧義務は、同程度の性能の農機具の買い替えとなります。

共済金をお支払いできない事故・損害

- ① 運転者の故意もしくは重大な過失による損害
- ② 法令違反（無免許・飲酒・無灯火等）による損害
- ③ 欠陥・摩滅・腐食・さび及びその他自然消耗
- ④ 農作業以外の使用目的による事故
- ⑤ 凍結による損害
- ⑥ 故障及び消耗部品（※）のみに生じた事故

※消耗部品について

オイル、グリス、不凍液、バッテリー、バッテリー液、タイヤ、チューブ、ベルト、ゴムホース、フィルター、エレメント、ストレナー、クリーナー、ヒューズ、点火プラグ、電球類、配線、ワイヤー類、チェーン類、爪、刃、ナイフ、こぎ歯、タイン、ブレーキシュー、クラッチ板、ガスケット、オイルシール等、ベアリング、ネジ、ボルト、ナット、スプリング、ピストンリング、ロータリーのゴム類、畑塗り機のゴムエッジ、泥除け、ブッシュ、クッション、スボンジ等

農機具損害共済の免責基準

項目区分	免責対象項目及び事項	免責割合(%)
1 事故発生 通知遅延	事故発生後6ヶ月以上通知が遅延した場合	30
	事故発生後1年以上通知が遅延した場合	50
	事故発生通知時において、既に損害箇所が復旧されていること及び事故発生通知が遅れたことにより、損害評価（損害箇所の確認）が不可能となった場合	100
2 事故回数	同一責任期間内で同一農機具による2回目の事故	10
	同一責任期間内で同一農機具による3回目の事故	30
	同一責任期間内で同一農機具による4回目以降の事故	50
3 事故形態 による免責	飛び降り、飛び乗り運転及び無人の走行 移動中、出庫・格納中、積載作業中における事故 駐停車中におけるブレーキの不完全 整備・点検不良に起因する事故 格納場所における管理不十分により発生した盗難事故	20
	格納場所以外で発生した盗難事故 第三者との事故において加入者の過失割合が50%を超える事故 火気の近接 エンジンの稼動中又は停止直後の帯熱中における燃料補給 クローラのみに生じた事故（自然消耗によらない場合）	30
	クローラの自然消耗・磨耗等が原因により生じた事故	100
	上記以外の原因による事故	10

- ③については、その損害が通常の損害防止義務を怠ったため発生した場合は、免責基準を適用する。
- ①及び②については、③を加算する場合がある。
- ③について免責対象項目が重複する場合は、免責割合の高い方を適用する。
- 差し引かれる損害額（免責額）は、損害額×免責割合

5. 格納場所は、野ざらしやほ場などを除きます。

ご加入の際に

新規でご加入される場合は、下記の内容をご確認の上ご連絡いただけますと、ご加入手続きがスムーズになります。

農機具番号	銘柄	型式		登録(製造)番号	附属装置の有無	購入年月日
記入例	乗用トラクター	MN655 S3000MJEKKK		3***12	有・無	平成*年*月*日
	購入区分	購入価格	標識番号	格納場所		
	新品・中古	600万円	**市あ1**7	○○町□□番地		
農機具番号	銘柄	型式		登録(製造)番号	附属装置の有無	購入年月日
					有・無	
	購入区分	購入価格	標識番号	格納場所		
	新品・中古					
農機具番号	銘柄	型式		登録(製造)番号	附属装置の有無	購入年月日
					有・無	
	購入区分	購入価格	標識番号	格納場所		
	新品・中古					

●本体(トラクターなど)の付属装置(ロータリーなど)は、本体とは別に分けてご記入ください。本体のみご加入いただくこともできます。

●中古の場合の購入年月日は、前所有者の購入年月日(何年落ちで購入されたか)をご記入ください。

中古農機具で購入年月日がわからない場合は、ご加入できないこともあります。

農機具の価格

領収書、販売証明書などご加入される農機具の購入年月、購入金額などがわかる書類があればご用意ください。

農機具、格納場所の確認

▶ **農機具** …加入時に現物を確認いたします。全体写真・銘板などの写真を撮影いたします。

▶ **格納場所** …ご加入時にあらかじめ申告していただき、状況を確認させていただきます。

格納場所の状況により免責対象となる場合がございます。

ご継続の際に

農機具の確認

ご継続の場合も格納場所などにお伺いし、農機具の現物確認をいたしますのでご協力ください。

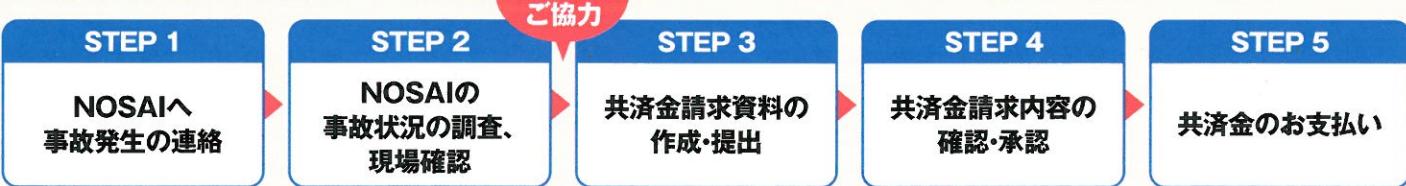
万が一、事故が起つてしまったら!

対象となる事故が発生した場合は、速やかにNOSAIまでご連絡ください。

写真を撮影してください。

NOSAIの評価時に、被害部分が修理などで確認できなかった場合は、支払対象とならない可能性があります。お手数ですが、被害部分や破損部分(部品)の写真を撮影してください。

お支払いの流れ



災時の手続きに関するお願い

●損害状況や事故発生状況の確認にご協力ください。 ●被害確認のため、必ず修理前の写真を撮影してください。

●復旧確認にご協力ください。 ●盗難事故で、後日、盗難された農機具が見つかった場合、その廃棄処分費用の一部をご負担いただく場合があります。

農機具共済 重要事項説明書

この説明書は、農機具損害共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい契約上の重要な事項を記載したものであります。加入申込みの際、よくご覧いただきますようお願いします。また、この説明書でわかりにくい点がございましたら、共済約款をご確認いただくか、愛知県農業共済組合（以下「組合」という。）にお問い合わせください。

1. 加入申込み

加入申込書には農機具の種類・型式などをありのまま、正確に記入してください。記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合があります。

2. 共済目的（補償の対象）の範囲

共済目的は加入者の所有又は管理する農機具とします。

- ①あらかじめ申込が必要な物 農機具の附属装置
- ②加入できない農機具
 - (1)販売及び営業を目的とした農機具
 - (2)常時水没等の恐れがある建物に格納されている農機具
 - (3)試験研究等に使用する農機具
 - (4)その他、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される場合

3. 契約額について

ご契約額は1台当たり10万円から1,000万円までの範囲で、新品で購入した場合は新品価格までとします。中古で購入した農機具は、時価額又は購入額のどちらか低い額が加入の限度となります。

4. 共済価額と損害額の認定について

損害に対する災害共済金の算定の基礎となる共済価額及び損害の額は、損害が生じた場所及び時における価額によるもととし、組合が決定します。

5. 他の共済や保険と共済金の分担

共済目的に他の共済や保険契約があり、かつ、それぞれの契約の支払額合計が共済約款に定める支払限度額を超える場合は、支払限度額を他の共済や保険と分担してお支払いします。

6. 告知義務・通知義務・復旧義務など

①損害発生の通知及び調査への協力

共済目的に損害が発生したときは、遅滞なく事故発生の通知をお願いします。また、加入者は、罹災物件の現場保存を行い、調査人による調査にご協力願います。

②告知義務・通知義務

加入者には、加入時に危険に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務があります。

また、加入申込書に記載された内容のうち変更・訂正があった場合及び下記に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご通知ください。

通知がない場合には、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- (1)共済目的と補償内容を同じくする他の共済や保険に加入したこと
- (2)共済目的を譲渡、解体又は廃棄すること
- (3)共済目的が共済事故以外の原因によって破損をしたこと
- (4)共済目的の用途を変更する、あるいは著しく改造したこと
- (5)共済目的の格納場所又は設置場所を変更したこと
- (6)共済目的についての危険が著しく増加したこと

③損害防止の義務

加入者は、共済目的についての通常の管理・損害防止を行うとともに、事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、その防止・軽減に努めてください。

これらの努めを怠ったときは損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。

④加入者の重大事由による解除

次のことがあった場合は、加入を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1)共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
- (2)共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合

⑤復旧義務

加入者は共済目的に災害共済金を支払う対象となる事故による損害が発生した場合には、1年以内に共済目的を復旧しなければなりません。

加入者は復旧した場合は、遅滞なく書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。復旧を行わなかったときの災害共済金は、損害の額を農機具の時価額を基準として算定した額とします。

7. 共済金を支払わない損害

次に掲げる損害に対しては共済金を支払いません。

- ①加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失による損害
- ②加入者と生計を共にする同居の親族の故意による損害
- ③加入者以外の者が共済金を受け取るときは、その者の故意又は重大な過失による損害
- ④運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
- ⑤農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- ⑥共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
- ⑦故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電気的又は機械的損害をいいます。）によって発生した損害
- ⑧凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害
- ⑨消耗部品にのみ発生した損害
- ⑩戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- ⑪地震、噴火、津波による損害（ただし地震等担保特約を付した場合を除きます）
- ⑫核燃料物質の放射性・爆発性等による損害

8. 共済金を支払わない場合

次の場合には共済金を支払いません。

- ①加入者が損害発生の通知を怠り、又は故意・重大な過失によって事実に反する通知をした場合
- ②共済事故発生の際の調査を妨害した場合
- ③加入者が損害防止義務の指示に従わなかった場合
- ④重大事由（6-④）により解除した場合
- ⑤加入者が共済金の支払請求手続きを3年間怠った場合
- ⑥告知・通知義務（6-②）の承認をすることで共済掛金等が追加徴収になる場合において、加入者が支払いを怠った場合

9. 個人情報の取り扱い

①個人情報の利用目的

個人情報保護法に基づき、ご加入いただいた農機具損害共済に関する情報については、引受・損害評価・加入推進等の目的以外には利用いたしません。

②個人情報の第三者提供

他の共済や保険との支払い分担を行う場合などに、第三者提供をすることがあります。

10. その他の重要事項

農業共済の農機具損害共済は、その保有する共済金支払責任の全てを組合が有しています。組合は健全な事業運営と共に共済金の確実な支払いに努めていますが、組合が解散せざるを得なくなった場合には、農業保険法に基づき契約を終了し、まだ経過しない共済責任期間に対する共済掛金を払い戻しいたします。なお、その際に財務状況によっては共済金等のお支払い額が削減されることもあります。